

6-2 教職課程委員会に関すること

(1) 教職課程委員会（規定の抜粋）

(組織)

委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員養成支援センター長
- (2) 教員養成支援副センター長
- (3) 各教科等担当者から選出された専任の教員 各1人
- (4) 学長が特に必要と認める者 若干人

(任務)

委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職課程運営の基本方針及び実施に関すること。
- (2) 教育実習運営の基本方針及び実施に関すること。
- (3) 教育実習校の選定及び折衝に関すること。
- (4) 教育実習生の配置に関すること。
- (5) 教育実習生のオリエンテーション及び指導に関すること。
- (6) 介護等体験の実施に関すること。
- (7) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
- (8) 教員採用試験対策（教育職員養成講座含む）の実施に関すること。
- (9) そのほか、教職課程に関すること。